

一般乗用旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について 〈令和6年2月分〉

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 事業者の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 (関東運輸局管内) | 営業所点数 (当該行政処分により付された違反点数) |
|-----------|---|-----------------------|--------|-----------------------|-----------------|------------------------|---|--------------------|------------------------------|
| 20240206 | 有限会社稲毛構内タクシー (法人番号7040002001226) 代表者 大越 一朋 | 千葉県千葉市 美浜区高洲1-19-2 | 本社営業所 | 千葉県千葉市 美浜区高洲1-19-2 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項 | 令和5年8月31日及び令和5年9月12日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |
| 20240206 | 株式会社日の丸交通 TokyoBay(法人番号6010601042046) 代表者 大坂 玲子 | 東京都江戸川区 臨海町2-3-11 | 青戸営業所 | 東京都葛飾区 青戸8-4-26 | 輸送施設の使用停止(10日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項 | 令和5年5月31日、労働局からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)新任運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第36条第2項)、(2)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) | 1 | 1 |
| 20240214 | 敷島タクシー有限会社(法人番号7070002002650) 代表者 立見 賢三 | 群馬県前橋市 敷島町240-1 | 本社営業所 | 群馬県前橋市 敷島町240-1 | 文書警告 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項 | 令和5年11月13日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(2)業務記録の記録事項の不備(運輸規則第25条)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項) | 0 | 0 |
| 20240227 | 有限会社東葛運転代行社 (法人番号7040002047384) 代表者 杉井 浩一 | 千葉県松戸市 南花島1-7-10 | 本社営業所 | 千葉県松戸市 南花島1-7-10 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条 | 令和5年3月22日及び令和5年3月29日、救護義務違反があった旨公安委員会からの通知を端緒として監査を実施。6件の違反が認められた。(1)営業区域外運送違反(道路運送法(以下、運送法)第20条)、(2)運行管理者の解任届出違反(運送法第23条第3項)、(3)点呼の実施等義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第24条)、(4)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(5)初任・高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理補助者の要件違反(運輸規則第47条の9第3項) | 3 | 3 |
| 20240227 | 株式会社ひまわり交通(法人番号1050001049626) 代表者 吉川 勝弘 | 茨城県東茨城郡 大洗町五反田721 | 本社営業所 | 茨城県東茨城郡 大洗町五反田721 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 道路運送法第15条第1項 | 令和5年6月21日、事業譲渡を受けたことを端緒として監査を実施。5件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(道路運送法第15条第1項)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)高齢運転者に対する告示で定める特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)運行管理者の講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) | 5 | 5 |

| | | | | | | | | | |
|----------|--|------------------------|---------------|------------------------|-----------------|-----------|--|---|---|
| 20240227 | すみれ交通有限会社(法人 番号9020002021546) 代表者 漆原 孝 | 神奈川県横浜市 旭区川井宿 町9 | 川井宿町本 社営業所 | 神奈川県横浜市 旭区川井宿 町9 | 輸送施設の使用停止(50日車) | 道路運送法第13条 | 令和5年4月14日及び令和5年5月24日、法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受義務違反(道路運送法(以下、運送法)第13条)、(2)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下、運輸規則)第21条第5項)、(3)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)事故の未届出(運送法第29条) | 5 | 5 |
|----------|--|------------------------|---------------|------------------------|-----------------|-----------|--|---|---|

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)